

## 倉敷市立連島中学校PTA規約

第 1 条 本会は連島中学校父母と先生の会（略称連島中学校PTA）と称し事務局を連島中学校に置く。

第 2 条 本会は連島中学校生徒の教育効果と福祉の向上をはかり、かつ会員相互の教養を高めることを目的とする。

第 3 条 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 講習会・講演会・展覧会・広報活動その他教育の振興に関する事項
2. 生徒の文化活動・健康管理・福祉の増進について家庭上の連携に関する事項
3. 生徒及び会員の表彰並びに慶弔に関する事項
4. 生徒の校外補導・就学奨励に関する事項
5. 学校の施設・設備充実にに関する事項
6. その他本会の目的達成上必要な事業推進のための事項

第 4 条 本会の会員は連島中学校生徒の保護者と同校職員で組織する。

第 5 条 本会に下記役員を置き任期を1年とする。ただし、再選を妨げない。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名（ただし各小学校区1名以上）
3. 書記・会計 各1名
4. 監事 若干名（ただし各小学校区1名以上）

第 6 条 本会に顧問をおくことができる。顧問は諮問機関として重要事項に参加する。

第 7 条 役員は次の方法によって定める。

1. 会長・副会長は実行委員会において選出し、総会にて承認する。
2. 書記・会計は学校側より学校長の推薦により会長が委嘱する。
3. 顧問は実行委員会の推薦により会長が委嘱する。
4. 監事は実行委員会において選出し、総会にて承認する。

第 8 条 役員の任務は次のとおり定める。

1. 会長は本会を代表し会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはこれを代行する。
3. 書記は会長の命を受け事務をつかさどり、会計は本会の収支会計をつかさどり定期総会において監事の監査を受けた決算報告をする。
4. 監事は会計を監査する。

第 9 条 総会は毎年1回会長がこれを召集し、予算の議決、決算の承認、その他重要案件の審議を行う。なお必要に応じては、臨時総会を開くことができる。

第 10 条 本会は会務運営を円滑にするため次の委員会及び部会を設ける。

1. 実行委員会
2. 地区委員会
3. 専門部会
4. おやじ部

第11条 前第10条の規定により設けられた委員会の構成は次のとおりとする。

1. 実行委員会は本会役員、地区委員会の委員長・副委員長、母親委員長・母親副委員長、専門部会の部長・副部長によって構成される。
2. 地区委員は地区別に会員中より選出する。

第12条 実行委員会の任務は次のとおりとする。

1. 本会の企画・運営に関する諸事項の議決にあたる。
2. 予算・決算を審議する。
3. 総会に提出する報告書を作成する。

第13条 専門部会には次の部会をおく。

1. 事業部会
2. 教養部会
3. おやじ部

第14条 地区委員は学校・家庭・地区における生徒の健全な育成を図るための諸活動を行うとともに本会運営上の諸事業にあたる。なお当委員は事業部会と教養部会に属する。

第15条 会議はすべて出席者の過半数の同意をもって議決する。

第16条 本会の経費は会費・補助金・寄付金およびその他の収益をもってこれに充てる。

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第18条 規約変更は総会で承認を得る。

付 則 1. 委員選出方法

- (1) 地区委員は各小学校単位にて若干名（各地区の状況による）選出した委員と学校長推薦による会長委嘱の委員にて構成し、正副委員長は各小学校区別に互選により定める。所属部会人員は会長が決定する。
- (2) 専門部会の部長・副部長は各部員の互選により定める。なお、各部会に副会長・監事・学校長委嘱の担当（職員1名）を置く。
- (3) 母親委員長・母親副委員長は事業部の中から1名ずつ選出する。
- (4) 同一世帯より同時に2名以上の役員は選出しない。ただし、立候補及び再任を妨げるものではない。

2. この規約は平成15年5月2日に改正し、改正の日から施行する。

3. この規約は平成21年5月1日に改正し、改正の日から施行する。

4. この規約は平成22年4月30日に改正し、改正の日から施行する。

5. この規約は平成23年5月2日に改正し、改正の日から施行する。

6. この規約は平成24年5月2日に改正し、改正の日から施行する。